

高知県財産規則

(一般の使用)

第 31 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、県以外の者に使用(以下「一般の使用」という。)を許可することができる。

(1) 公有財産の管理上若しくは取締り上又は在勤地における職員の住宅難のため真にやむを得ないと認めて監守人若しくは職員及び主としてその者の収入により生計を維持している者を居住させるとき。

(2) 職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店及びその他の厚生施設並びに当該厚生施設を運営するための附帯施設の用に供するとき。

一部改正〔平成 19 年規則 36 号〕

(3) 国又は県の施策の普及宣伝その他の公共目的のため、講演会又は研究会の用に短期間供するとき。

(4) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。

(5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。

(6) 県の事務若しくは事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認めるとき。

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(7) 国又は公共団体若しくは公共的団体の事務又は事業の遂行上真に必要なやむを得ないと認めるとき。

(8) 県に勤務する職員の組織する組合の事務所、会議室及び駐車場の用に供するとき。

一部改正〔平成 19 年規則 36 号〕

(9) 県の指定金融機関の用に供することが県の事務の遂行上便利であると認めるとき。

(10) 学校の運動場、体育館等を極めて短期間使用させるとき。

一部改正〔平成 19 年規則 36 号・22 年 3 号〕

2 一般の使用の期間は、特別の事情がある場合のほか、1 年を超えることができない。

3 部局の長又は教育委員会は、一般の使用を許可しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受け、又は知事に協議しなければならない。ただし、会議室、講堂、運動場等の短期間の一般の使用の許可については、当該課若しくは出先機関の長又は教育委員会において処理することができる。

(1) 当該財産の台帳記載事項及び一般の使用をさせようとする部分の数量

(2) 一般の使用を許可しようとする相手方及び事由

(3) 一般の使用の期間及び条件

(4) 一般の使用に伴う使用料又は対価の算定調書

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(5) 相手方の申請書

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(6) 許可書案

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

一部改正〔平成 20 年規則 41 号・22 年 3 号〕

4 前項第 6 号の許可書案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 相手方の住所及び氏名

(2) 申請書の日付

(3) 当該財産の台帳記載事項及び一般の使用の許可数量

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(4) 一般の使用の目的及び期間

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(5) 一般の使用に伴う使用料

全部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(6) 一般の使用の許可の条件(当該許可の条件に違反したときの処分の条件を含む。)

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

(7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

5 第 3 項ただし書の規定による一般の使用の許可については、同項第 6 号の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。この場合においては、同項第 5 号の規定にかかわらず、口頭による申請をさせることができる。

一部改正〔平成 22 年規則 3 号〕

一部改正〔昭和 50 年規則 29 号・平成 9 年 49 号・19 年 36 号・20 年 41 号・22 年 3 号〕